

## ご存知ですか? 障害のある方等への手当について

障害者(児)又はその介護者の方に次の手当を支給しています。▶地域福祉課(☎64・3204)

### 障害者福祉金

- 対象者 市内に1年以上住所を有し、次の障害者手帳をお持ちの方(障害関係施設入所者は、市が援護している方に限る)
- 支給額
  - ◇月額3,000円(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者)
  - ◇月額1,500円(身体障害者手帳3級、療育手帳B1判定、精神障害者保健福祉手帳2級所持者)
  - ◇月額750円(身体障害者手帳4級、療育手帳B2判定所持者)
- ※申請月の翌月分から支給
- 支給月 8月、2月

### 特別障害者手当

- 対象者 精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方
- ※社会福祉施設に入所している場合等、対象とならない場合があります。
- 支給額 月額27,350円
- 支給月 5月、8月、11月、2月

### 重度心身障害者介護手当

- 対象者 65歳未満の障害者で、居宅で6か月以上常時寝たきり又はこれと同様の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする重度の心身障害者を介護する方
- ※障害者が過去1年間に自立支援給付サービス(自立支援医療費、補装具費の支給を除く)を受けている場合や、市町村民税課税世帯の場合等、対象にならない場合があります。
- 支給額 年額10万円
- 支給月 2月
- ※1月から12月までの手当を翌年2月に支給

### 障害児福祉手当

- 対象者 精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方
- ※社会福祉施設に入所している場合等、対象にならない場合があります。
- 支給額 月額14,880円
- 支給月 5月、8月、11月、2月

## 創業支援補助金の交付希望者を募集

産業振興、雇用促進及び定住促進を図るため、市内で創業を計画している方に対して、その創業に係る経費の一部を補助する創業支援補助金の交付希望者を募集します。

【補助額】店舗建築・店舗改修・店舗設備等経費の2分の1(限度額150万円)

【募集期間】4月10日(金)～5月29日(金)

【選考】募集期間終了後、審査を行い、採択の可否を決定のうえ連絡します。

### 令和元年度に創業支援補助制度を利用して新たに創業した事業所を紹介

【事業所名】咲庵(龍野町川原町) 【事業内容】飲食業(喫茶)

「台湾とのご縁をたつのに」この思いを実現するため、古い町家の良さを感じつつ、本場台湾のランチ、スイーツ、お茶を楽しんで頂き、台湾の魅力をたつものから発信する店をオープンしました。また、たつの出身で京都在住の若手藍染作家が、天然草を手染めした素材により日本独自の形を表現した作品や、台湾作家の手作り作品を展示販売しています。さらに、お茶会、能会、音楽などの鑑賞会を企画。地元の方とのご縁を広めるため、革小物作り、パステル教室、ハンドマッサージ、占いなどのイベントを月1回開催しています。

【開業日】令和元年10月26日



咲庵(しょうあん)

【事業所名】SUSHI&VEGETABLE 心(龍野町川原町) 【事業内容】飲食業(寿司)

「真心と感動を提供し、喜びと感謝をいただくことを使命とする」を理念として、「健康・安心・安全」を心がけたこだわりの食材を使用。特にシャリは、長期熟成の酒粕を原料に発酵させた「赤酢」を使用しています。

古い町並みに調和した落ち着いた雰囲気、食事を楽しんでいただけるよう心を込めて提供しています。

【開業日】令和元年11月22日



心(こころ)

▶商工振興課(☎64・3158)

## 新型コロナウイルス感染症の被害を受けている中小企業を支援します

信用保証制度から、事業所の皆さんの資金繰りを支援します。

### セーフティネット保証4号

自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要がある場合に信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度です。

#### ■対象事業者

◇指定地域(47都道府県)において1年間以上継続して事業をおこなっていること。

◇災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

#### ■指定期間

令和2年2月18日～令和2年6月1日

### 危機関連保証

国内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、売上高等が減少している中小企業者を支援するための制度です。(一般保証及びセーフティネット保証4号・5号とあわせて利用でき、借入債務の100%を保証)

#### ■対象事業者

◇金融取引に支障をきたしており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること。

◇指定案件(令和2年新型コロナウイルス感染症)に起因して、原則として最近1か月の売上高等が前年同期に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。

#### ■指定期間

令和2年2月1日～令和3年1月31日

手続き方法

認定申請書(商工振興課設置又は市ホームページからダウンロードできます)を商工振興課へ提出(2部)

市が認定書を発行

認定書を添付して信用保証協会に保証申し込み

▶商工振興課(☎64・3158)

## 「生活いろいろお助け帳」に掲載する事業所を募集

買物等の外出が難しく、日常生活に支障を感じている高齢者等に対し、宅配・訪問サービスを提供できる事業所(お店)の情報を集めた冊子「生活いろいろお助け帳」に掲載する事業所を募集します。(生活いろいろお助け帳は、民生委員・児童委員を通じて必要な方へ9月頃から随時配布予定です。)

#### ■募集事業所の要件

◇高齢者等のお宅へ出向いて各種宅配や訪問(修理他)、送迎(理美容等)サービスを提供していただける事業所

◇宅配、訪問時に積極的な声かけ等、高齢者等の見守りを併せて協力していただける事業所

■募集期限 5月8日(金) ■申込・問い合わせ先 地域包括支援課(☎64・3270)